

令和3年8月26日

私立園等保護者 各位

柏市長 秋山 浩 保

登園自粛の要請について

日頃より、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。さて、このことについて、認可保育園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育園等」といいます。）は、保護者の就労支援に欠かせない施設であることから、感染症対策を実施しつつ開園してきたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症感染者の急増によって本市の保育園等の臨時休園が相次いでいることから、同感染症の感染拡大の防止を目的として、9月1日（水）から9月30日（木）までの期間において、保育料の減免を伴う登園自粛の要請を行います。可能な範囲で御家庭での保育に御協力くださいますようお願いいたします。

また、体調不良時のお休みの徹底や、適正な保育園等の利用についても、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 対象となる保育園等

認可保育園、認定こども園、小規模認可保育事業所

2 登園自粛期間

令和3年9月1日（水）から9月30日（木）まで

3 登園自粛期間の保育料等について

(1) 保育料（0歳児～2歳児）

登園自粛期間における登園した日数に応じて、日割りで翌月以降の保育料を減額します。減額分につきましては、翌月以降の保育料を調整させて頂きます。登園日数は、直接、施設に確認しますので、手続き等は不要です。

なお、認定こども園及び小規模保育事業所を御利用されている方は、保育料は施設にお支払いいただいているため、返還方法は施設にお問い合わせ下さい。

(2) 給食費及び特定負担額

各施設で設定して徴収しているものになるため、各施設にお問い合わせください（食材料のキャンセルが間に合わない場合や施設維持や特定の教育に係る職員の人件費等、登園を自粛していても必要な固定的な費用については、減免又は返還の対象にならない場合があります。）。

4 教育・保育給付認定について

(1) 9月末が求職活動の認定期限の方

登園自粛により、就労開始が困難になる場合は、10月末まで期限を延長しますので、御相談ください。

(2) 施設利用継続確認書（現況届）の提出について

登園自粛や勤務先の都合により就労証明書の提出が遅れる方のため、9月30日（木）まで提出期限を延長します。

5 留意事項

(1) 園児が発熱・体調不良（風邪症状がある場合も含みます。）の場合は、保育園等をお休みしてください。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。園児が発熱した場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで登園することはできません。

(2) 同居家族の方に同様の症状があり感染が疑われる場合や、兄弟姉妹が通う保育園等が新型コロナウイルス感染症によって臨時休園となっている場合も、感染拡大防止の観点からお休みの御協力をお願いします。

(3) 園児本人又は同居家族がPCR検査を受検予定の場合又は受検した場合は、登園せずに速やかにお通りの保育園等に御連絡をお願いします。併せて結果につきましても御報告をお願いします。

(4) 園児が濃厚接触者になった場合は、保健所の指示に従い自宅待機等の対応をお願いします。園児は、自宅待機等の期間においては登園できません。また、同居されている家族が濃厚接触者となった場合には、その家族の陰性が確認されるまで、感染拡大防止の観点から、お休みの御協力をお願いします。

(5) 保育園等は、お子さんが集団で生活する場であり、どうしても密になりやすくなります。適正な範囲での御利用をお願いします。

※認定の事由が「就労」の方は、通勤時間を含めた「就労時間」が保育の必要量となります。保護者の仕事が休みの場合は、原則として保育園等を利用することはできません。またテレワークの日は、通勤がなくなった分だけ保育時間を短縮するようお願いします。

6 問い合わせ先

柏市保育運営課

登園自粛について（指導運営担当04-7128-5517）

保育料の減免について（入園担当04-7167-1137）

給食費・特定負担額について（給付担当04-7157-1845）